

越前市告示第15号

令和8年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月10日

越前市長 平 林



- 1 日 時 令和8年2月18日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 17 号

越前市行政手続条例の一部改正について

越前市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

越前市長 平 林 透

越前市行政手続条例の一部を改正する条例

越前市行政手続条例（平成 17 年越前市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の越前市行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 18 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

越前市長 平 林 透

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「465,000 円」を「502,000 円」に、「407,000 円」を「440,000 円」に、「387,000 円」を「418,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日

越前市長 平 林 透

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ど

も・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「第7条及び第11条」を「第6条、第9条及び第12条」に、「100分の6.7」を「100分の6.3」に改める。

第4条を削る。

第5条中「26,700円」を「27,000円」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1号中「23,400円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「第10条」を「第8条、第14条」に、「11,700円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「第10条」を「第8条、第14条」に、「17,550円」を「15,750円」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「100分の2.6」を「100分の2.7」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条中「100分の2.2」を「100分の2.1」に改め、同条を第9条とする。

第12条を削り、第13条を第10条とし、第14条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第13条の2 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保

険者 1 人について 5 0 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額)

第 1 4 条 第 2 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、1 世帯についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 4 0 0 円

(2) 特定世帯 2 0 0 円

(3) 特定継続世帯 3 0 0 円

第 2 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「並びに同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「1 7 万円)」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円)」を加え、同項第 1 号ア中「1 8, 6 9 0 円」を「1 8, 9 0 0 円」に改め、同号イ(ア)中「1 6, 3 8 0 円」を「1 4, 7 0 0 円」に改め、同号イ(イ)中「8, 1 9 0 円」を「7, 3 5 0 円」に改め、同号イ(ウ)中「1 2, 2 8 5 円」を「1 1, 0 2 5 円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)
1 人について 4 2 0 円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1
8 歳以上被保険者均等割額 1 8 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定
する世帯主を除く。) 1 人について 3 5 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる世帯以外の世帯 2 8 0 円

(イ) 特定世帯 1 4 0 円

(ウ) 特定継続世帯 2 1 0 円

第 2 6 条第 1 項第 2 号ア中「1 3, 3 5 0 円」を「1 3, 5 0 0 円」に改め、
同号イ(ア)中「1 1, 7 0 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改め、同号イ(イ)

中「5, 850円」を「5, 250円」に改め、同号イ（ウ）中「8, 775円」を「7, 875円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 300円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 25円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第26条第1項第3号ア中「5, 340円」を「5, 400円」に改め、同号イ（ア）中「4, 680円」を「4, 200円」に改め、同号イ（イ）中「2, 340円」を「2, 100円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 510円」を「3, 150円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 120円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる世帯以外の世帯 80円

(イ) 特定世帯 40円

(ウ) 特定継続世帯 60円

第26条第2項第1号ア中「4, 005円」を「4, 050円」に改め、同号

イ中「6, 675円」を「6, 750円」に改め、同号ウ中「10, 680円」を「10, 800円」に改め、同号エ中「13, 350円」を「13, 500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 90円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 150円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 300円

第26条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同項第4号中「第9条」を「第7条」に改め、同項第5号中「第11条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第13条」を「第10条」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均

等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減じて得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第7条、第11条」を「第6条、第9条、第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月18日提出

越前市長 平 林 透

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成18年越前市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この条において同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税

特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例の廃止について
越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例を廃止する条例を次のとおり
制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

越前市長 平 林 透

越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例を廃止する条例
越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例(令和 3 年越前市条例第 7 号)
は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金の令和 7 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、その出納の完結の際、越前市一般会計に帰属するものとする。

議案第 22 号

越前市火入れに関する条例の一部改正について

越前市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

越前市長 平 林 透

越前市火入れに関する条例の一部を改正する条例

越前市火入れに関する条例（平成 17 年越前市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報（南越消防組合火災予防条例（昭和 48 年南消組条例第 8 号）第 32 条の 8 第 1 項に規定する林野火災に関する注意報をいう。）若しくは火災警報（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

越前市都市公園条例の一部改正について

越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

越前市長 平 林 透

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 第 2 項の表中「500 円」を「300 円」に、「200 円」を「100 円」に改める。

別表第 8 中「武生東運動公園・家久スポーツ公園」を「武生東運動公園ソフトボール場」に改める。

別表第 16 を別表第 17 とし、別表第 12 から別表第 15 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 11 の次に次の 1 表を加える。

別表第 12（第 10 条関係）

家久スポーツ公園ソフトボール場

1 ソフトボール場使用料

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
無料試合 及び練習	1 面 1 時間につき	500 円	600 円	600 円
有料試合		2,000 円	2,500 円	2,500 円

摘要

- 1 使用者が本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。
この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 ソフトボール場照明施設使用料

使用区分		使用料（1時間につき）
無料試合及び練習	市内チーム	3,000円
	市外チーム	6,000円
有料試合		12,000円

摘要

- 1 照明施設を2分の1に減光して使用する場合は、半額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の越前市都市公園条例（以下「新条例」という。）の使用料に係る規定は、令和8年4月1日以後の使用について適用する。

（準備行為）

- 3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 24 号

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

越前市長 平 林 透

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

越前市空家等の適切な管理に関する条例（平成 28 年越前市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「公表等」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「公表」を「公表等」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、法第 13 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定による指導を受けた所有者等が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該指導に係る空家等の隣地に存する住家の居住者、区長その他規則で定める利害関係者に対して、必要に応じて、当該指導に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を提供することができる。

第 9 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度越前市一般会計補正予算（第 9 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

越前市長 平 林 透

議案第 28 号

越前市中小企業等物価高騰対策支援資金等利子補給基金条例の制定について

越前市中小企業等物価高騰対策支援資金等利子補給基金条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 5 日提出

越前市長 平 林 透

越前市中小企業等物価高騰対策支援資金等利子補給基金条例

(設置)

第 1 条 物価高騰、賃上げ等の影響により、越前市中小企業等物価高騰対策支援資金又は越前市中小企業等未来開拓サポート資金の融資を受けた中小企業等に対し、これらの融資に係る利子補給金を交付する事業の経費の財源に充てるため、越前市中小企業等物価高騰対策支援資金等利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金の原資は、国からの交付金等をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、
議会の同意を求める。

住 所 越前市村国一丁目

氏 名 小 泉 陽 一

年 齢 62 歳

令和 8 年 3 月 19 日提出

越前市長 平 林 透

議案第 30 号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、
議会の同意を求める。

住 所 越前市吾妻町

氏 名 龍 田 光 幸

年 齢 62 歳

令和 8 年 3 月 19 日 提出

越前市長 平 林 透

議案第 3 1 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市姫川二丁目

氏 名 田 中 英 夫

年 齢 6 9 歳

令和 8 年 3 月 1 9 日 提出

越前市長 平 林 透

議案第 3 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市菖蒲谷町

氏 名 重屋 志啓盛

年 齢 7 3 歳

令和 8 年 3 月 1 9 日 提出

越前市長 平 林 透

議案第 33 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市武生柳町

氏 名 品 川 満

年 齢 67 歳

令和 8 年 3 月 19 日 提出

越前市長 平 林 透

議案第 34 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市四郎丸町

氏 名 谷口 真理子

年 齢 68 歳

令和 8 年 3 月 19 日 提出

越前市長 平 林 透

報告第 1 号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第 2 条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

越前市長 平 林 透

市が賃借人となる契約金額 2, 0 0 0 万円以上の賃貸借契約

契約の名称	学校 I C T 再構築事業に係るセンターサーバ等整備賃貸借
契約の目的	既存機器の老朽化に伴う学校 I C T 再構築事業に係るセンターサーバ等の整備及び賃貸借
契約の金額	3 4 3, 0 9 0, 0 0 0 円
契約の方法	一般競争入札による契約
契約の相手方の住所及び氏名	(1) 福井市豊島 1 丁目 3 番 1 号 三谷商事株式会社 (2) 福井市豊島 1 丁目 3 番 1 号 フェニックスリース株式会社
契約締結の年月日	令和 7 年 1 0 月 3 日
契約の期間	令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで (賃貸借の期間)
所 管 課	教育委員会事務局教育振興課

報告第2号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和8年2月18日提出

越前市長 平 林 透

市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約

契約の名称	G I G Aスクール端末等賃貸借（令和7年度調達分）
契約の目的	市内の小中学生用タブレット5,511台及び周辺機器の賃貸借
契約の金額	143,616,000円
契約の方法	指名競争入札による契約
契約の相手方の住所及び氏名	(1) 福井市豊島1丁目3番1号 フェニックスリース株式会社 (2) 福井市豊島1丁目3番1号 三谷商事株式会社
契約締結の年月日	令和7年10月17日
契約の期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで （賃貸借の期間）
所管課	教育委員会事務局教育振興課